

総合センターの概要について

1 設置目的

地域住民の福祉の向上及び住民相互の交流の促進を図るためのコミュニティの拠点となる施設として総合センターを設置する。

（尼崎市立総合センターの設置及び管理に関する条例第2条）

2 法的な位置づけ・根拠

- ・ 社会福祉法 第2条に規定される隣保館
- ・ 隣保館設置運営要綱
- ・ 尼崎市立総合センターの設置及び管理に関する条例（以下「総合センター条例」という。）
- ・ 尼崎市立総合センターの設置及び管理に関する条例施行規則

3 設置数

6館

（上ノ島、神崎、水堂、今北、南武庫之荘、塚口の各総合センター）

4 設置年度

昭和46～50年度

5 事業（総合センター条例第4条）

- (1) 地域住民の生活及び人権に関する相談に関すること。
- (2) 住民相互の交流に関すること。
- (3) 人権啓発に関すること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事業

6 主な経緯

- ・ 本市の同和対策は、昭和23年から始められ、昭和43年にかけて、保育所、共同浴場、公民館分館及び隣保館の設置等を実施してきた。
- ・ 国の同和対策審議会は、昭和40年8月に「同和地区に関する社会的及び経済的諸課題を解決するための基本的方策」について答申した。
- ・ 国は、同答申を受け、昭和44年7月に10年間の時限法として「同和対策事業特別措置法」を制定・施行した。
- ・ 本市では、昭和45年1月、尼崎市地区改善対策審議会から答申が出され、同和問題の根本的な解決と同和対策の効率的な実施のため、総合的な視野のもとに長期計画を策定して実施することが要請された。
- ・ 総合センターは、社会福祉法第2条に規定される隣保館事業を実施する施設として、昭和46年度の今北総合センターから順次6総合センターを設置した。
- ・ 設置後は国が定めた「隣保館設置運営要綱」、「同和対策事業特別措置法」及び「尼

崎市同和対策審議会答申」等に基づき、各種事業を実施してきた。

- ・各地区には、総合センター、公民館、老人福祉センター、青少年会館及び保育所が設置されており、特に、総合センターは、同和問題解決の拠点並びに各地区施設の統括的機能を持つ施設として位置づけられており、地区住民の生活・文化の向上、自立意識の高揚等を図る取り組みや周辺地域住民に対する啓発活動の拠点としての取り組みを実施してきた。
- ・平成13年12月に尼崎市同和対策審議会から「同和問題解決に向けた施策の今後のあり方」(答申)を受けた。そのなかで、地区施設を活用した地区内外住民の交流を促進するための取り組みが求められた。
- ・具体的には、今後、各地区施設は総合センターを中心としたコミュニティづくりの取り組みを進め、将来においては、公民館分館、老人福祉センター分館、青少年会館の機能を総合センターに統合して、それぞれの施設の機能を果たし、人権が尊重されるコミュニティづくりの拠点として位置づけるべきであるとの内容である。
- ・平成14年3月末の「地域改善特定事業にかかる国の財政上の特別措置に関する法律の一部を改正する法律」の法期限により30年余りに亘った特別対策としての同和対策事業は終結したことから、「隣保館設置運営要綱」も改正され、総合センターは同和問題をはじめとして、あらゆる人権問題の解決のため、地域住民に対し、福祉の向上や人権啓発のための住民交流となる地域に密着したコミュニティセンターとしての活動が要求されることとなった。
- ・平成17年10月に尼崎市立総合センター運営審議会から、市当局から提案のあった、地区施設の機能の総合センターへの統合案について、基本的に賛成する旨の意見書が提出された。
- ・平成18年4月に地区施設(老人分館、青少年会館、公民館分館)機能を総合センターに統合し、新たな総合センターとして青少年から高齢者までを対象とした幅広い事業を展開している。
- ・平成19年6月に、隣保館設置運営要綱との整合を図るため、尼崎市立総合センターの設置及び管理に関する条例の一部改正を行い、設置目的、事業内容を変更するとともに、総合センター運営審議会についても新たに市民の代表を加えるなど委員構成の改正を行った。
- ・平成20年3月31日で旧神崎老人センター分館を閉鎖した。
- ・平成20年3月31日で旧水堂老人センター分館を閉鎖し、跡地を売却した。
- ・平成21年3月31日で今北、南武庫之荘の旧青少年会館を休館した。
- ・現在、行財政構造改革推進プランにおいて、総合センターの施設、組織及び事務事業について、機能統合後、4年以上を経過したことなどから、一定の検証を踏まえた上で見直しが求められている。
- ・平成22年3月31日で旧塚口老人センター分館を閉鎖し、跡地を売却した。
- ・平成23年5月6日に旧神崎老人センター分館跡地を売却した。
- ・平成23年度に上ノ島総合センター2階の整備改修工事を実施し、旧上ノ島青少年会館機能を仮移転のうえ、平成24年3月31日で旧上ノ島青少年会館を閉鎖した。
- ・平成24年5月1日～7月29日で南武庫之荘総合センター整備事業工事設計業

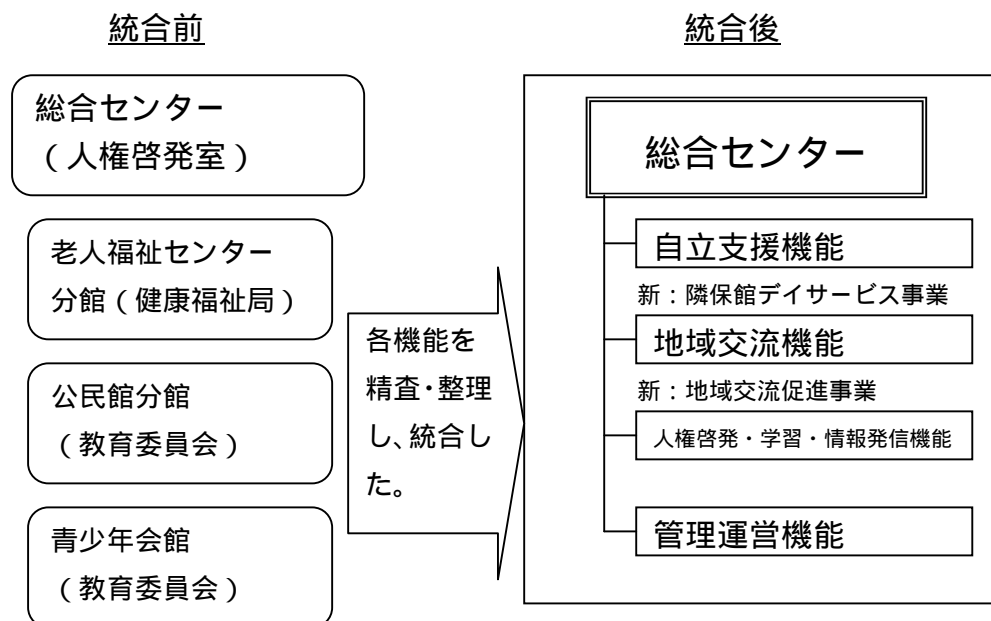
務委託を実施し、今年度内に整備工事を終了し、旧老人福祉センター分館機能を総合センターに移転し、平成 25 年 3 月 31 日で旧老人福祉センター分館を閉鎖した。

- ・平成 25 年 4 月に神崎総合センター分館北側に設置する教室棟及び現スマイルひろばの整備にかかる整備事業工事設計業務委託を実施する。
- ・平成 25 年度中に、南武庫之荘総合センターの現駐車場を引き続き使用するための整備をするとともに、旧老人センターの土地を売却し、売却後、買主において建物を撤去する。

(参考)

別紙「総合センター施設の設置状況等について」

7 機能統合について(平成 18 年度)



8 平成 25 年度主要取組項目

1 「人の育ちと活動を支援する」- 5 「人権尊重」

No	項目名	改善概要
26	総合センターと地区施設機能の集約	1 現行の事業内容 人権が尊重される開かれたコミュニティ施設として、6 地区にある総合センターでは、青少年から高齢者までを対象とした各種事業を展開している。 2 改善内容 総合センターについて、各地区 1 館体制へ施設の集約化を図るとともに、平成 27 年度を目途に指定管理者制度導入に向け調整を進める。 3 改善理由 地域に身近なコミュニティ施設として、人権尊重意識の普及高揚に努めるとともに、効率的かつ効果的な施設運営のため、施設機能の集約及び民間活力の導入を図る。

		4 実施時期 平成 2 5 年度～1 館体制への集約 平成 2 7 年度～指定管理者制度の導入 5 平成 2 4 年度事業費（一般財源） 389,972 千円（285,934 千円）
--	--	---

9 今後の課題等

- ・ 施設の利用率の向上
- ・ 施設の老朽化への対応

総合センターの施設、組織及び事務事業の見直し

（単位：千円）

年度	取組内容	効果額	効果額合計
H 2 0	事務事業の見直し(概ね事業費の 5 %減)	1,757	40,429
	神崎・水堂老人分館閉鎖による維持管理経費減	9,800	
	組織・定数の見直し(課長 6 人減、職員 2 人減)	28,872	
H 2 1	事務事業の見直し(概ね事業費の 1 0 %減)	1,228	32,083
	今北・南武旧青館休館による維持管理経費減	7,338	
	組織・定数の見直し(職員 6 人減)	22,002	
	一時的経費削減(概ね事業費の 5 %減)	1,515	
H 2 2	事務事業の見直し(概ね事業費の 3 0 %減)	3,601	29,273
	塚口老人分館閉鎖による維持管理経費減	4,372	
	組織・定数の見直し(職員 6 人減)	21,300	
H 2 3	総合センター館管理業務委託の一部拡大	4,000	4,000
H 2 4	旧上ノ島青少年会館維持管理経費	9,053	9,053
H 2 5	組織・定数の見直し(職員 3 人減)	8,889	12,043
	南武旧老人福祉センター分館維持管理等経費	3,154	